

県立学校校舎等維持修繕に係る簡易公開調達実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、県立学校が執行する施設修繕に係る簡易公開調達を行う場合の手続き等に関し、別に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(対象修繕)

第2条 この要領の対象となる修繕（以下「対象修繕」という。）は、原則として予定価格が100万円を超えない修繕とする。

(簡易公開調達の公告)

第3条 対象修繕を簡易公開調達に付するときは、次に掲げる方法により公告するものとする。

(1) 役務調達等公開システムへの掲載

(2) 学校事務室での備付け

2 前項の規定により公告するときは、次に掲げる事項を簡易公開調達公告例（別記〈1〉号様式）により行うものとする。

(1) 簡易公開調達に付する修繕の概要に関する事項

(2) 簡易公開調達に参加する者（以下「参加者」という。）に必要な資格に関する事項

(3) 簡易公開調達参加手続に関する事項

(4) 簡易公開調達の見積書の提出に関する事項

(5) 落札者の決定に関する事項

(6) その他簡易公開調達の手続に関し必要な事項

3 第1項の公告（以下「公告」という。）の期間（公告開始から第7条第1項に規定する見積書の提出期間の終期までをいう。以下同じ。）は、原則として7日（和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条に規定する県の休日（以下「休日」という。）を含む。）以上とする。

(簡易公開調達参加資格要件)

第4条 簡易公開調達に参加できる者は、単体企業で、見積書を提出した日から落札決定日までの間、次に掲げる要件を満たしているものとする。

(1) 対象修繕に共通する次に掲げる簡易公開調達参加資格要件を満たしていること。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 建設業法（昭和24年法律第100号）第28条に基づく営業停止の処分を受けていない者であること。

ウ 和歌山県建設工事等契約に係る入札参加資格停止等措置要綱（平成16年6月15日制定）に基づく入札参加資格停止を受けていない者であること。

エ 和歌山県建設工事等入札参加資格審査要綱（平成14年5月22日制定）第6条及び条件付き一般競争入札における和歌山県建設工事入札参加資格審査取扱い基準（以下「資格審査取扱い基準」という。）（平成19年11月13日施行）における資格認定に基づく認定（以下「資格認定」という。）を受けている者であること。

オ 和歌山県建設工事暴力団排除対策措置要綱（昭和62年12月21日制定）に基づく入札参加除外を受けていない者であること。

カ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

キ 談合等による損害賠償請求を和歌山県から受けていない者であること。

(2) 修繕ごとに定める次に掲げる簡易公開調達参加資格要件のうち、次条の規定により決定する具体的要件を満たしていること。

ア 簡易公開調達に付する修繕に対応した業種の資格認定を受けている者であること。

イ 資格審査取扱い基準における格付けに関する要件を満たしている者であること。

ウ 建設業の許可に関する要件を満たしている者であること。

エ 営業所の所在地に関する要件を満たしている者であること。

オ その他学校長が定める要件を満たしている者であること。

(仕様書等)

第5条 仕様書の閲覧等については、公告に示した方法により行うものとする。

2 前項の閲覧等は、原則として、公告の期間について行うものとする。

(見積書の提出方法)

第6条 参加者は、学校長が修繕ごとに指定する見積書（別記（2）号様式）を、公告に示す場所に持参し提出しなければならない。なお、持参以外の方法による提出は認めないものとする。

(見積書の提出期間)

第7条 見積書の提出期間（以下「提出期間」という。）は、公告に定めた期間とする。

2 参加者は、見積書を提出期間内に提出しなければならない。

(見積書の不受理)

第8条 次の各号のいずれかに該当する見積書は、不受理とし、見積書等不受理通知書（別記（3）号様式）を添えて、当該見積書を提出した者に返戻するものとする。

(1) 持参以外の方法により提出された見積書

(2) 提出期間外に提出された見積書

(見積書の無効)

第9条 次の各号のいずれかに該当する見積書は、無効とする。

(1) 同一事項の簡易公開調達で、参加者が2以上の見積書を提出した場合のそのいずれもの見積書

(2) 金額の記入がない見積書

(3) 金額を訂正した見積書

(4) 修繕年度・修繕番号、修繕名、修繕場所、商号又は名称、住所又は所在地、代表者氏名のいずれかが記載されず、若しくは記載に誤りがあり、又は代表者の押印のない見積書

(5) 誤字、脱字等により意思表示が明確でない見積書

(6) 明らかに談合その他の不正な行為によってされたと認められる見積書

(7) 簡易公開調達参加資格要件を満たさない者が提出した見積書

(見積書の受理)

第10条 学校長は、提出された見積書を受領することとし、受領した見積書が、第8条の規定に該当する場合は不受理とするものとする。

2 一度提出された見積書の書替え、引換え又は撤回は、認めないものとする。

(落札者の決定等)

第11条 予定価格（消費税及び地方消費税の額を除く。）の範囲内で最低の価格をもって有効な見積書を提出した者を落札者とするものとする。

2 落札者となるべき同価の見積書を提出した者が2人以上あるときは、落札者を決定するためのくじを実施する。

3 前項において、当該見積書を提出した者に、くじを引く場所及び日時を通知するものとする。

4 第2項のくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該簡易公開調達事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

5 落札者が決定したときは、落札者にその旨を通知するものとする。

6 落札者が決定したとき又は落札者がないときは、すみやかに簡易公開調達執行調書（別記（4）号様式）を作成するものとする。

(見積結果の公表)

第12条 学校長は、見積結果を役務調達等公開システムに掲載するとともに、前条第6項の見積執行調書を学校事務室において閲覧に付することにより公表する。

2 学校長は、前項の公表までの間、見積の経過及び結果の問い合わせには一切応じないものとする。
(簡易公開調達の延期又は取り止め)

第13条 学校長は、簡易公開調達において、天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、簡易公開調達を延期し、又は取り止めができるものとする。

2 学校長は、参加者が談合し、又は簡易公開調達を公正に執行することができない状態にあると認めたときは、簡易公開調達を延期し、又は取り止めができるものとする。

(費用の負担)

第14条 見積書の作成及び提出に要する一切の費用は、参加者が負担するものとする。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行し、施行日以降に公告を行う対象修繕から適用する。

簡易公開調達公告(例)

○○学校○○修繕について、簡易公開調達を行うので次のとおり公告する。

平成 年 月 日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 簡易公開調達に付する修繕の概要

- (1) 修繕年度・修繕番号 平成○○年度 第○号
(2) 修繕名 ○○学校○○修繕
(3) 修繕場所 ○○市○○ 地内
(4) 修繕概要 施設名称 ○○○○
上記施設の○○修繕 ○○m²
(5) 修繕期間 平成○○年○月○日まで
(6) 契約書の要否 要

2 簡易公開調達に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
(2) 建設業法(昭和24年法律第100号)第28条に基づく営業停止の処分を受けていない者であること。
(3) 和歌山県建設工事等契約に係る入札参加資格等措置要綱(平成16年6月15日制定)に基づく入札参加資格停止を受けていない者であること。
(4) 和歌山県建設工事暴力団排除対策要綱(昭和62年12月21日制定)に基づく入札参加除外を受けていない者であること。
(5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
(6) 和歌山県建設工事入札参加資格認定者格付け基準及び発注基準(平成19年11月13日施行)における格付けの取り消しを受けていない者であること。
(7) 談合等による損害賠償請求を和歌山県から受けていない者であること。
(8) ○○振興局建設部管内に主たる営業所を有する者であること。
(9) 和歌山県建設工事入札参加資格認定者格付け基準及び発注基準に規定する入札参加資格認定通知書において、○○工事業の入札参加可能ランクが○ランクであること。(入札参加可能ランク欄に○のみが記載されている場合だけでなく、複数のランクが記載されている場合でも、その中に○が含まれていれば該当する。)
-----「防水」「塗装」等、1区分(W)の場合の記載例-----
和歌山県建設工事入札参加資格認定者格付け基準及び発注基準に規定する入札参加資格認定通知書において、○○工事業の入札参加可能ランクがWランクであること。

3 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所 ○○市○○ ○○学校事務室(電話番号○○○○一○○一○○○○)
(2) 期間 平成○○年○月○日(○)から平成○○年○月○日(○)まで(休日を含まない。)の午前○時から午後○時まで

4 仕様書の閲覧等

- (1) 仕様書は、次により当該簡易公開調達に参加する者(以下「参加者」という。)の閲覧に供する。
ア 閲覧場所 3(1)に同じ
イ 閲覧期間 3(2)に同じ
(2) 参加者は、閲覧場所において仕様書の貸出または交付を申し出ることができる。
(3) 参加者は、3(2)に示す期間内において、学校職員立会いのもと現場を確認することができる。

5 見積書を提出する場所及び期間

- (1) 提出場所 3(1)に同じ
- (2) 提出期間 3(2)に同じ

6 見積方法

- (1) 参加者は学校長が修繕ごとに指定した見積書により提出するものとする。
- (2) 落札者の決定に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「契約希望金額」という。）をもって落札価格とするので、見積書を提出する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を見積書に記載すること。
- (3) 見積書は、封筒に入れ密封し、かつ、封皮に修繕年度・修繕番号、修繕名、商号又は名称、担当者名及び連絡先を表示しなければならない。

7 見積書の不受理

次の各号のいずれかに該当する見積書は不受理とする。

- (1) 持参以外の方法により提出された見積書
- (2) 提出期間外に提出された見積書

8 見積書の無効

次の各号のいずれかに該当する見積書は、無効とする。

- (1) 同一事項の簡易公開調達で、参加者が2以上の見積書を提出した場合のそのいずれかの見積書
- (2) 金額の記入がない見積書
- (3) 金額を訂正した見積書
- (4) 修繕年度・修繕番号、修繕名、修繕場所、商号又は名称、住所又は所在地、代表者氏名のいずれかが記載されず、若しくは記載に誤りがあり、又は代表者の押印のない見積書
- (5) 誤字、脱字等により意思表示が明確でない見積書
- (6) 明らかに談合その他の不正な行為によってされたと認められる見積書
- (7) 簡易公開調達参加資格要件を満たさない者が提出した見積書

9 簡易公開調達の延期又は取り止め

- (1) 天災地変その他やむを得ない事由を生じたときは、簡易公開調達を延期し、又は取り止めことがある。
- (2) 参加者が談合し、又は簡易公開調達を公正に執行することができない状態にあると認めたときは、簡易公開調達を延期し、又は取り止めことがある。

10 落札者の決定

- (1) 落札者となるべき同価の見積書を提出した者が2人以上あるときは、当該見積書を提出した者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該見積書を提出した者にくじを引く場所及び日時を電話または文書（ファクシミリを含む。）で通知する。
なお、当該見積書を提出した者にくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該簡易公開調達事務に關係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (2) 予定価格（消費税及び地方消費税の額を除く。）の範囲内で最低の価格をもって有効な見積書を提出した者を落札者とするものとする。

11 見積結果の公表

見積結果は、役務調達等公開システムに掲載するとともに、学校事務室において閲覧に付することにより公表する。

12 その他

- (1) この公告における「休日」は、和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条に規定する県の休日をいう。
- (2) この公告における「主たる営業所」とは、○○工事業を営む営業所を統轄し、指揮監督する権限を有する1か所の営業所をいう。

別記〈2〉号様式

見 積 書

見積金額

百	十	万	千	百	十	円
---	---	---	---	---	---	---

ただし、平成〇〇年度 第〇号

〇〇市〇〇町〇〇
郡 村 地内

〇〇学校 〇〇〇〇 修繕見積金

上記のとおり請負をしますから見積りします。

平成 年 月 日

住所又は所在地
商号又は名称

代表者氏名

(印)

和歌山県知事 様

備考

- 1 金額の数字は、アラビア数字を使用すること。
- 2 金額を訂正したものは、無効とする。
- 3 金額以外の訂正又は抹消箇所には、押印すること。

別記〈3〉号様式

○ 第 号
平成 年 月 日

住所又は所在地

商号又は名称

代表者名

様

〇〇 学校長 印

見積書等不受理通知書

貴社から提出された下記の修繕に係る見積書等について、下記の理由により不受理と決定しましたので、関係書類を添えて送付します。

記

1 修繕名等

公告日

見積書提期限

修繕年度

修繕番号

修繕名

修繕場所

2 不受理の理由

県立学校校舎等維持修繕に係る簡易公開調達実施要領第8条による。

別記〈4〉号様式

見積執行調書

学校名 ○○学校

平成〇〇年〇月〇日

修繕年度・修繕番号	平成 年度 第 号
修繕名	○○学校○○修繕
修繕場所	○○市○○ 地内
予定価格（税込み）	
見積書提出期限	平成○○年○月○日 ○○時○○分
契約方式	簡易公開調達
執行状況	落札決定

〈見積結果〉

以上○者

上記金額に当該金額の 100 分の 5 に相当する額を加算した金額が法律上の見積価格である。

落札者名	
見積書記載金額（税抜き）	円
5／100相当額	円
法律上の見積価格	円